

宮行発第 7 号
令和3年4月7日

会員各位

宮城県行政書士会
会長 佐々木政勝



申請取次行政書士管理委員会
委員長 櫻井克俊

申請取次行政書士の届出手続等に関する新様式の
概要案内、提出書類及び書式等について

日頃より会務運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

日本行政書士会連合会より、今般、「申請取次事務処理の手引き（単位会用）」の改訂に伴い、令和3年4月1日から申請取次申出書等提出書類の様式が変更について連絡がございましたので、お知らせ申し上げます。

運用開始から半年間（令和3年9月末まで）は、移行期間として旧様式による申出が認められていますが、新様式では旧様式と求める添付書類が異なりますので、添付書類に不足がないようにお手続きをお願い申し上げます。

記

1. 従前の取扱いからの主な変更点

- (1) 申請取次申出書等提出書類の様式が変更されました。
- (2) 「経歴書」については、これまで新規届出済証明書交付希望会員の申出時のみ添付を求めていましたが、受付拒否事由に該当していないかを自己申告していただくための確認欄を設けたことから、今後は新規・更新のどちらにおいても確認することとします。
- (3) 新規届出済証明書交付希望会員が申出時において、「法人の社員又は法人の使用人行政書士」である場合には、当該法人の目的に「出入国関係申請取次業務」が規定されていることを確認するため、「登記事項証明書」の添付を確認することとします。
- (4) なお、新規・更新届出済証明書交付希望会員が申出時において、「使用人行政書士」である場合には、その使用者である行政書士又は行政書士法人の社員が取次資格を有していることを確認するため、代表者の届出済証明書（写し）の添付を確認することとします。
- (5) 届出済証明書が交付されましたら、「申請取次行政書士届出者名簿登載意思確認書」を同封いたしますので、FAX等で事務局までご回答をお願いいたします。

2. 運用開始日

令和3年4月1日（木）から

※ 運用開始から半年間（令和3年9月末まで）は、移行期間として、旧様式による申出を認められていますが、提出書類に不足がある場合は、追完を請求させていただきます。

3. 新様式のデータについて

新様式のデータ提供につきましては、会員サイト「連 con」内に掲載されていますので、そこからダウンロードして使用いただけます。

【掲載場所】

会員サイト「連 con」HOME>中央研修所>申請取次関係研修に関するお知らせ
>【新様式】申請取次行政書士の届出手続等に関する概要案内、提出書類及び書式等のダウンロードについて

4. その他

① 更更新手続きの提出期日について

毎月23日まで提出をお願いいたします。

（有効期間満了日の4ヶ月前より事務局での受付可、2ヶ月前より出入国在留管理局へ提出開始しておりますので、各自で有効期限のご確認をお願い申し上げます）

② 更新研修の中止に伴う措置の届出について

令和4年3月末日までに有効期限を迎える方で実務研修会の中止に伴う更新措置の届出を行う場合は、理由書をご提出ください。また理由書をご提出された場合は、令和3年度内までに実施される実務研修会を受講いただく必要がございます。受講された場合は事務局まで速やかに修了証の（写し）をご提出くださいますようお願い申し上げます。

以上